

# 学校いじめ防止基本方針

令和6年（2024年）4月

豊中市立第三中学校

# 学校いじめ防止基本方針 目次

第1章 いじめ防止に関する考え方	1
1. 基本理念	
2. いじめの定義	
第2章 いじめの防止にむけた取り組み	6
1. 基本的な考え方	
2. いじめの防止のための措置	
第3章 いじめの早期発見	8
1. 基本的な考え方	
2. いじめの早期発見のための措置	
第4章 いじめに対する措置	9
1. 基本的な考え方	
2. いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3. いじめられた生徒への支援	
4. いじめた生徒への指導	
5. いじめが起きた集団への働きかけ	
6. ネット上のいじめへの対応	
第5章 学校における組織体制	12
第6章 年間計画（案）	13

# 第1章 いじめ防止に関する考え方

## 1. 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめ等から守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切です。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになります。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導することが必要となります。

本校のめざす学校像は、「生徒が主役のつながる学校」であり、めざす生徒像は「豊かな心とたくましく生きる力を持つ、人として調和の取れた生徒」です。自分を思い他者を大切にする「豊かな心」、自分の進路を自ら切り拓く「たくましく生きる力」、多様性を認め社会で共生できる「調和のとれた人」を育成できるよう、学習指導、生徒指導、健康安全指導、地域連携を、教育活動の四本柱として取り組んでいます。

近年、SNS、メールやインターネット上の掲示板等で行われるいじめが社会的な問題となっており、さまざまな対応策が検討されています。すべてのいじめを根絶するためには、あらゆる場、あらゆる機会を活かして、生徒の基本的な生活習慣の育成に努めるとともに、感謝、思いやり、協働の心を育てることや、人権意識や道徳性の高揚を図り、ともに学びともに生きる態度を身につけさせることが重要です。いじめは重大な人権侵害事象であり、犯罪行為（触法行為を含む。）に相当することもあるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定めます。

## 2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条には、『「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。』と定義されています。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

また、令和5年2月7日付文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」においては、警察と連携したいじめへの適確な対応が求められるとともに、添付資料1として、「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」が以下のように具体的に示されました。

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪	
<p>○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。</p> <p>○無理やりズボンを脱がす。</p>	<p>暴行（刑法第208条）</p>	<p>第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<p>○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。</p>	<p>傷害（刑法第204条）</p>	<p>第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</p>	<p>強制わいせつ（刑法第176条）</p>	<p>第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p>
<p>○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。</p> <p>○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。</p>	<p>恐喝（刑法第249条）</p>	<p>第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。2前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<p>○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。</p> <p>○財布から現金を盗む。</p>	<p>窃盗（刑法第235条）</p>	<p>第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>○自転車を壊す。</p> <p>○制服をカッターで切り裂く。</p>	<p>器物損壊等（刑法第261条）</p>	<p>第261条 前3条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
<p>○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。</p>	<p>強要（刑法第223条）</p>	<p>第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。</p>

		3 前2項の罪の未遂は、罰する。
○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
○同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与（刑法第202条）	第202条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する。
○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）	第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。 2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる

		<p>方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。</p> <p>3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする</p> <p>7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。(略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>	<p>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）</p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。</p> <p>3前2項の行為をさせる目的で、電気通</p>

		<p>信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5（略）</p>
--	--	---

## 第2章 いじめの防止にむけた取り組み

### 1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められます。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要があります。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要があります。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや、人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要です。

### 2. いじめの防止のための措置

#### (1) いじめについての教職員の共通理解の深化

いじめの態様や特質、原因・背景、教職員全員の共通理解を図ることで、いじめを未然に防止するための具体策が実行されます。いじめについての共通理解や具体的な指導上の留意点について深化させていくために校内研修や職員会議等の機会を利用し周知にあたります。

#### (2) 教職員による生徒理解の深化

担任や教科担任は、生徒と共に過ごす機会を大切にし、授業時や休み時間、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配ります。気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有します。生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒達のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等によって実態把握をします。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行います。

#### (3) 「いじめを許さない」という学校全体の雰囲気作り

日常的に、生徒に対し学校長や教職員が、集会や各クラスのホームルーム等の機会を利用し、いじめの問題点について触れ、「いじめは人間として許されない」という意識を高めていきます。また、生徒会活動を中心とし、生徒たちの手でいじめを防止するためのアピールを行う等の取り組みを通して、「いじめを許さない」という雰囲気を学校全体に醸成していきます。

#### (4) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない生徒を育成するためには、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を身につける等、社会性の構築が必要です。そのために、グループワークやペア学習等に取り組み、他者と関わる機会を増やしていきます。また、宿泊行事や校外学習等の機会を利用し、クラス集団で体験活動等に取り組みすることで、人との関わり方を身につけていきます。さらに、道徳の授業や学校行事の中で、豊かな人権感覚や思いやりの心を育む学習に取り組みます。日常の学校生活の中で、いじめを助長するような不適切な認識や言動等には、教職員全体で注意を払い、機会を逃すことなく指導していきます。

#### (5) 分かりやすい授業の構成と学習保障

いじめが生まれる背景を考えると、勉強についていけない焦りや、学校での人間関係等が大きなストレスとなり、いじめに繋がることが考えられます。また、それを解消する手段を身に付けていない生徒も多くいます。そこで、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進めるために、校内公開授業や研修に取り組みます。学習保障の観点で、定期考査前には生徒から教科担任へ質問する時間や場を設け



たり、長期休業時に学習会を開催したりします。また、生徒間の教え合い学習の時間や場を増やすことで、互いに高め合うような関係作りを進めていきます。

(6) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組み

全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるようにすることで、いじめにつながりやすい感情を減らすことにつながります。教職員は、日々の授業をはじめとしたさまざまな教育活動の中で、保護者や地域と連携を図りながら生徒に活躍する場を与えるとともに、積極的に生徒の頑張りを認め、それを意識して生徒に声をかけ、自己有用感や自己肯定感を育みます。

生徒の活躍の場を広げていくために、生徒会活動を活性化し、活躍の様子を生徒会通信や学年通信等を通して発信していきます。また、コロナ禍ですが、可能な限り地域とも連携を大切にし、ボランティア活動に取り組む等、地域行事への参加を可能な範囲で促していきます。

(7) 生徒が自らいじめについて学ぶ取り組み

全校集会での生徒によるいじめに関する発表や、議会での議員によるいじめに関する取り組み等、生徒会活動の中でいじめについて学ぶ機会を設け、生徒自身が仲間の存在の大切さを実感し、互いの違いを認め尊重し合えるよう取り組みます。

## 第3章 いじめの早期発見

### 1. 基本的な考え方

いじめは、親しい間柄に見えるような関係で発生したり、いじめ行為をする生徒が大人にわからないような時間や場所・方法を選んでおこなわれたりすることがあります。近年、スマートフォンや SNS が関係しいじめも増加し、より実態がつかみにくなっています。

また、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることで、大人が気づきにくい特性があります。そうした状況にある生徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがあります。

そのため、教職員には、生徒の日常生活の中での何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められます。

教職員の情報交換はもちろんのこと、生徒が学校では見せていない不安な感情や言動がないかを知るために、さまざまな場面で保護者とつながりを持ち、積極的に関わることが必要であると考えています。

### 2. いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。このため、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子を見守る等、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が組織的に対応し、積極的に認知できるよう努めます。また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かく把握できるよう努めるとともに、教職員は、日頃から積極的に生徒に声かけをする等、生徒との信頼関係を築くとともに、教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えていきます。

#### (1) いじめに関する情報収集と情報共有

いじめ等対策委員会を定期的に関き、いじめに関する情報交換をするとともに、支援を必要とする生徒や、配慮を要する生徒に関する情報共有をし、組織で対応できる体制を作ります。

#### (2) 校内巡回の実施

昼食時や休み時間、清掃時間等に校内巡回を実施したり、登校時の生徒の様子を把握するために朝のあいさつ運動を実施したりします。

#### (3) 相談体制の充実

生徒指導部を中心に研修等を企画・実施し、教職員の実践力を高め、教職員全体が相談窓口になれるようにします。

#### (4) スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーについての情報を積極的に発信するとともに、スクールカウンセラーの助言をもとに教職員が生徒理解に努めます。生徒、保護者に対する継続的な教育相談を実施します。

#### (5) 保護者との情報交換

学年だよりやほげんだより等を発行し、いじめの早期発見についての啓発を図るとともに、PTA運営委員会や保護者からの情報収集に努めます。

## (6) 地域や関係機関との連携

校区健全育成会や、地域教育協議会等においていじめの早期発見について啓発を図り、情報収集に努めます。また、小中連携の充実を図り、情報理共有に努めます。

## (7) 個人情報の取扱い

相談等で得た個人情報については、適切に取り扱うものとします。

# 第4章 いじめに対する措置

## 1. 基本的な考え方

(1) 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は速やかに、いじめを受けた被害生徒の気持ちに寄り添い、学校の組織的な対応を図ります。また、いじめ行為に及んだ加害生徒の原因・背景を把握し指導に当たることも、再発防止に大切なことです。近年の事象を見ると、加害生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合があります。よって、加害生徒が自分の行為の重大性を認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要です。教職員は、いじめに関わった生徒たちが豊かな人間関係を構築できるよう、指導体制や見守り体制を整え、いじめに対する措置に取り組んでいくことが大切であると考えます。

(2) いじめの解消について、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとします。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ等対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとします。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害生徒・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが認知された場合、被害生徒及び保護者との定期的な面談等を実施し、状態の把握に努めるとともに、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを確認します。また、保護者に対しても、心身の苦痛を感じていないことを確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒の気持ちに寄り添い、安全・安心を確保していきます。いじめ等対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容を共有し、教職員の役割分担により対応します。上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要であると考えます。

## 2. いじめを認知したときの具体的な対応

(1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わるようにします。遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止

めて、状況を確認する等、いじめを見逃さないよう対応し、必要に応じて校内の情報の共有を図ります。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴します。その際、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮します。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生徒指導主事等に報告し、いじめ等対策委員会と情報の共有を図ります。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取る等して、いじめの事実の有無の確認を行います。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談します。

(4) 被害生徒と加害生徒のそれぞれの保護者への連絡については、家庭訪問等により事情説明等を丁寧に行います。

(5) いじめが犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべきものと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討します。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

### 3. いじめられた生徒への支援

加害生徒の別室指導等により、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくるようにします。その際、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ等対策委員会が中心となって対応します。状況に応じて、スクールカウンセラーや関係機関の協力を得て対応を行います。

### 4. いじめた生徒への指導

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめ行為をしたとされる生徒からも事実関係の聴取を行います。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行う等の配慮をするようにします。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速に加害生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(3) 加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるようにします。なお、加害生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮していきます。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとっていきます。

### 5. いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えることが必要であると考えます。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげるようにしていきます。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在である

ことを理解させるようにしていきます。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝えていきます。

(2)いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図るようにします。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努めていきます。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直していきます。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図っていきます。その際、スクールカウンセラー等とも連携していきます。体育大会や宿泊行事、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援していきます。

## 6. ネット上のいじめへの対応

(1)ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ等対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じていきます。

(2)書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努めていきます。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応します。

(3)教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめ、未然防止に努めていきます。

## 第5章 学校における組織体制

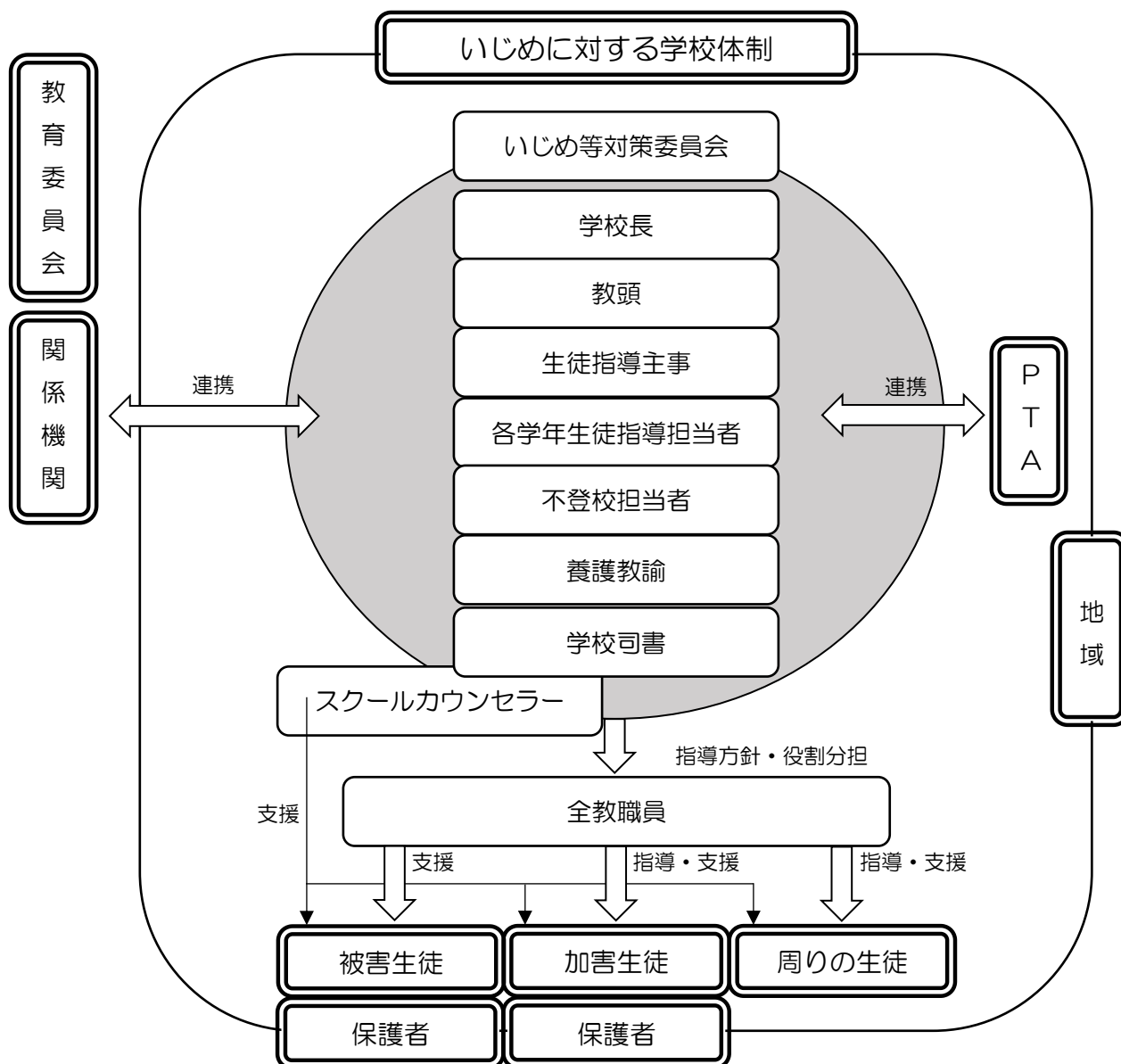
名称「いじめ等対策委員会」

構成メンバー

学校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、不登校担当者、養護教諭  
学校司書、スクールカウンセラー

役割

学校いじめ防止基本方針の策定  
いじめの未然防止と対応  
検討会議の開催  
教職員の資質向上のための校内研修の実施  
年間計画の企画と実施  
年間計画進捗のチェック  
各取組の有効性の検証  
学校いじめ防止基本方針の見直し



## 第6章 年間計画（案）

月	1年生	2年生	3年生	学校全体
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒と保護者への相談窓口周知</li> <li>HR（集団づくり）</li> <li>家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒と保護者への相談窓口の周知</li> <li>HR（集団づくり）</li> <li>家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒と保護者への相談窓口の周知</li> <li>HR（集団づくり）</li> <li>家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ不登校対策委員会にて年間計画の策定</li> <li>各種情報の共有</li> <li>P T A総会で啓発</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問</li> <li>いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問</li> <li>いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問</li> <li>いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問で把握した生徒状況の集約</li> <li>いじめアンケートの分析や対応の検討</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>校外学習（集団づくり）</li> <li>クラスカアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊学習（集団づくり）</li> <li>クラスカアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修学旅行（集団づくり）</li> <li>クラスカアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業研究</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>HR（学期の振り返り）</li> <li>三者懇談（家庭生活や学校生活等の状況について）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HR（学期の振り返り）</li> <li>三者懇談（家庭生活や学校生活等の状況について）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HR（学期の振り返り）</li> <li>三者懇談（家庭生活や学校生活等の状況について）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスカアンケート分析</li> <li>三者懇談で把握した生徒状況の集約</li> <li>オープンスクール</li> <li>非行防止教室開催</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>HR（行事に向けた集団づくり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HR（行事に向けた集団づくり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HR（行事に向けた集団づくり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会の実施</li> <li>大整美会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育大会</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートの分析や対応の検討</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>全学年統一道徳授業</li> <li>クラスカアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全学年統一道徳授業</li> <li>クラスカアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全学年統一道徳授業</li> <li>クラスカアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全学年統一道徳授業の準備と実施後の振り返り</li> <li>すこやかフェスタ</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>HR（学期の振り返り）</li> <li>三者懇談（家庭生活や学校生活等の状況について）</li> <li>学校教育自己診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HR（学期の振り返り）</li> <li>三者懇談（家庭生活や学校生活等の状況について）</li> <li>学校教育自己診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HR（学期の振り返り）</li> <li>三者懇談（家庭生活や学校生活等の状況について）</li> <li>学校教育自己診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスカアンケート分析</li> <li>小中交流会</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会（いじめ関連）</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスカアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスカアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスカアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートの分析や対応の検討</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>HR（年間の振り返り）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HR（年間の振り返り）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HR（3年間の振り返り）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスカアンケート分析</li> </ul>